

# 道路占用許可申請書に添付する書類等一覧表

令和6年6月1日現在

添付書類 占用書類	2部					1部									
	申請書	位置図・見取図(※1)	平面図	断面図	写真(※2)	誓約書(※3)	誓約書(側溝放流)	道路占用料減免申請書	上下水道局の写し	下水道築造承認(許可)の写し	水路管理者の同意書	商店街の同意書	流量計算書	製品仕様書/設置・運用要領	屋外広告物等許可申請書両面の写し
一般占用 (有料・減免)	○	○	○	○	○	○		▲ (※6)			▲ (※7)	△ (※8)			
給水工事	○	○	○	○	○	○		○	○ (※4)						
下水支管 (下水道16条公共下水接続)	○	○	○	○	○	○		○		○ (※5)					
排水管 (側溝放流)	○	○	○	○	○	○	○				▲ (※7)		○		
防犯カメラ・防犯灯等	○	○	○	○	○	○	○						△ (※8)	○	
足場占用	○	○	○	○	○	○							△ (※8)		
広告物(看板・日よけ類)	○	○	○	○	○	○							△ (※8)		○

- (※1) 位置図・見取図は住宅地図でも可、申請地が分かるように朱色でマークすること  
(ゼンリン社の地図を使用する場合は、複写許諾証紙が1申請につき1枚必要となります)
- (※2) 現地にて撮影したカラー写真に限る(ストリートビューは不可)
- (※3) 占用における工事が道路の掘削を伴う場合は、「誓約書(掘削)」の様式を使用すること  
(施工業者の代表者印の押印が必須)
- (※4) 給水装置承認・工事設計審査申込書(上下水道局営業課にて申請)写し
- (※5) 大分市上下水道局公共下水道築造承認等通知書(上下水道局下水道施設管理課にて申請)  
または、大分市都市下水道等築造許可通知書(河川・みなと振興課にて申請)の写し
- (※6) 減免できる占用物件がある場合は、「減免申請書」を添付すること
- (※7) 水路管理者の同意書が必要な占用物件がある場合は、「同意書」を添付すること
- (※8) 商店街において占用(イベントや工事等)する場合は、「同意書」を添付すること

## 【注意事項】

- 1 申請書等に連絡先および担当者名を必ず記入してください。
- 2 許可は申請書を提出してから2週間程度かかります。
- 3 占用物件の該当の有無にかかわらず広告物を表示し、または掲出物件を設置しようとする者は、屋外広告物の許可を受けなければならないため、必ずまちなみ企画課へ相談してください。